

旭川医科大学旅費細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年10月8日学長裁定)

旭川医科大学旅費細則の一部を改正する細則

旭川医科大学旅費細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後		現行	
(略)		(略)	
(旅費の請求書等)		(旅費の請求書等)	
第10条 旅費規程第14条第1項に規定する旅費を支給するために必要な書類は、別表第1に掲げる書類とする。		第10条 旅費規程第14条第1項に規定する旅費を支給するために必要な書類は、別表第1に掲げる書類とする。	
(略)		(略)	
<u>附 則</u>			
<u>この細則は、令和7年10月8日から施行する。</u>			
別表第1（第10条第1項関係）		別表第1（第10条第1項関係）	
旅費を支給するために必要な書類		旅費を支給するために必要な書類	
1 旅費規程第16条第1項第4号に規定する寝台料金	業務上の必要を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類	1 旅費規程第16条第1項第4号に規定する寝台料金	業務上の必要を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類
2 旅費規程第17条に規定する航空賃	その支払いを証明するに足る書類	2 旅費規程第17条に規定する航空賃	その支払いを証明するに足る書類
3 旅費規程第19条第2項の規定による宿泊の場合における日当又は同規程第20条第2項及び第3項に規定する宿泊料	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類	3 旅費規程第19条第2項の規定による宿泊の場合における日当又は同規程第20条第2項及び第3項に規定する宿泊料	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類
4 旅費規程第21条第2項に規定す	その支払いを証明するに足る書	4 旅費規程第21条第2項に規定す	その支払いを証明するに足る書

	る食卓料	類
5	旅費規程第26条第2号に規定する宿泊料	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
6	旅費規程第27条第1項第2号に規定する鉄道賃，船賃又は車賃	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類
7	旅費規程第28条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと，退職等の事由，退職等を知った日にいた地を証明する書類
8	旅費規程第29条第4項に規定する旅費	職員の死亡，遺族であること及びその帰住を証明する書類
9	旅費規程第31条第1号，第2号若しくは第3号に規定する運賃，同規程第32条第1号若しくは第2号に規定する運賃又は同規程第33条第1項第1号，第2号若しくは第3号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類
10	旅費規程第31条第4号に規定する運賃若しくは同条第5号に規定する急行料金又は寝台料金，同規程第32条第3号に規定する運賃若しくは同条第4号に規定する寝台料金又は同規程第33条第1項第4号に規定する運賃	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類
11	旅費規程第33条第2項に規定する車賃	その支払いを証明するに足る書類
12	旅費規程第34条第4項の規定による宿泊の場合における日当	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及

	る食卓料	類
5	旅費規程第26条第2号に規定する宿泊料	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
6	旅費規程第27条第1項第2号に規定する鉄道賃，船賃又は車賃	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類
7	旅費規程第28条に規定する旅費	旅行中に退職等となったこと，退職等の事由，退職等を知った日にいた地を証明する書類
8	旅費規程第29条第4項に規定する旅費	職員の死亡，遺族であること及びその帰住を証明する書類
9	旅費規程第31条第1号，第2号若しくは第3号に規定する運賃，同規程第32条第1号若しくは第2号に規定する運賃又は同規程第33条第1項第1号，第2号若しくは第3号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類
10	旅費規程第31条第4号に規定する運賃若しくは同条第5号に規定する急行料金又は寝台料金，同規程第32条第3号に規定する運賃若しくは同条第4号に規定する寝台料金又は同規程第33条第1項第4号に規定する運賃	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払いを証明するに足る書類
11	旅費規程第33条第2項に規定する車賃	その支払いを証明するに足る書類
12	旅費規程第34条第4項の規定による宿泊の場合における日当	業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及

又は宿泊料	びその支払いを証明するに足る書類
13 旅費規程第34条第4項に規定する食卓料	その支払いを証明するに足る書類
14 旅費規程第22条又は第35条に規定する移転料	役職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか、旅費規程第22条第3項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書、同規程第35条第3項の規定に該当する場合にはその移転の許可書
15 旅費規程第38条第2項に規定する旅費	その支払いを証明するに足る書類
16 旅費規程第24条又は第37条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類のほか、旅費規程第24条第4項の規定に該当する場合にはその妊娠を証明する書類、同規程第37条第1項の規定に該当する場合にはその移転の許可書
17 旅費規程第43条に規定する旅費	外国勤務地において退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
18 旅費規程第44条に規定する旅費	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類
19 外国旅行の旅費	前各号に掲げるもののほか、毎日の行程、宿泊地名及び宿泊施設

又は宿泊料	びその支払いを証明するに足る書類
13 旅費規程第34条第4項に規定する食卓料	その支払いを証明するに足る書類
14 旅費規程第22条又は第35条に規定する移転料	役職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか、旅費規程第22条第3項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書、同規程第35条第3項の規定に該当する場合にはその移転の許可書
15 旅費規程第38条第2項に規定する旅費	その支払いを証明するに足る書類
16 旅費規程第24条又は第37条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する書類のほか、旅費規程第24条第4項の規定に該当する場合にはその妊娠を証明する書類、同規程第37条第1項の規定に該当する場合にはその移転の許可書
17 旅費規程第43条に規定する旅費	外国勤務地において退職等となったこと、退職等の事由、退職等を知った日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
18 旅費規程第44条に規定する旅費	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類
19 外国旅行の旅費	前各号に掲げるもののほか、毎日の行程、宿泊地名及び宿泊施設

	名，搭乗した列車，船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載した書類		名，搭乗した列車，船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載した書類
20 本表に掲げる各号のうち，赴任に係る旅費	該当する各号に掲げる書類	20 本表に掲げる各号のうち，赴任に係る旅費	該当する各号に掲げる書類
21 旅費規程第29条に規定する旅費又は同規程第40条に規定する死亡手当	職員又は配偶者の死亡，その死亡地及び遺族であることを証明する書類	21 旅費規程第29条に規定する旅費又は同規程第40条に規定する死亡手当	職員又は配偶者の死亡，その死亡地及び遺族であることを証明する書類
22 旅費規程第4条第5項に規定する旅費	損失額，旅行命令等の取消又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類	22 旅費規程第4条第5項に規定する旅費	損失額，旅行命令等の取消又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類
23 旅費規程第4条第6項に規定する旅費	交通機関の事故又は天災その他の事情により旅費額を喪失したことが及び喪失額を証明する書類	23 旅費規程第4条第6項に規定する旅費	交通機関の事故又は天災その他の事情により旅費額を喪失したことが及び喪失額を証明する書類
24 旅費規程第39条に規定する旅行雑費	その支払いを証明するに足る書類	24 旅費規程第39条に規定する旅行雑費	その支払いを証明するに足る書類
<u>25 旅費規程第18条に規定する自家用車を使用した場合の車賃（新設）</u>	<u>その支払いを証明するに足る書類（新設）</u>		
(略)		(略)	
【改正理由】 自家用車の業務使用時における車賃の支給について，所要の改正を行うものである。			